平成２９年（フ）第１３４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚2906番地18
債務者　今井　圭一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３５号
群馬県邑楽郡明和町中谷45番地１　リヴェールＣ203、前住所栃木県足利市新山町９番地１　新山団地５―22
債務者　齋藤　和也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３６号
群馬県館林市本町２丁目９番23号
債務者　猪口　昌史
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1950番地　灰野貸家１号棟、前住所埼玉県加須市土手２丁目３番８号
債務者　松田　充央
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３８号
群馬県太田市西新町74番地11　プチレジデンスディーヴァＣ―201号、前住所埼玉県さいたま市西区三橋６丁目324番地　アゼリアヒルＩ203
債務者　星野　綾香
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野63番地８
債務者　川田　紀之
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７１号
新潟県村上市下鍛冶屋762番地　大矢アパート２―３
債務者　兼古　信江
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３３７８号
大阪市平野区喜連西３丁目１番22―1008号
債務者　平井　雅洋
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６７号
大阪市鶴見区横堤２丁目18番31号　鶴見スカイハイツ303
債務者　西岡　真帆
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２６号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目15番地の18
債務者　原田由貴子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４８号
大阪府高槻市大塚町３丁目35番２号　パストラル23　101号
債務者　亀水　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２０号
大阪府守口市大久保町５丁目64番10号　202号
債務者　新　　英子（旧姓北畠）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７４号
大阪市北区本庄西２丁目20番７号　エトワール茶屋町　201号室
債務者　柴田　拳志
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９３号
大阪市鶴見区放出東３丁目２番８―407号
債務者　川下　恕弘
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２３号
大阪府大東市朋来１丁目35番403号、前住所大阪府大東市川中新町11番406号
債務者　内藤　順子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５４号
大阪府高槻市宮田町２丁目17番34―408号
債務者　中原　利久
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部